

中企協における金銭の流れが不透明であり、研修生の管理も十分に行われていないとの指摘がある。

- (7) 「独立有功者礼遇に関する法律」によると、1895年前後から1945年8月14日まで、日本の国権侵奪に反対、又は独立運動のために抵抗した者を「独立有功者」（独立に貢献した者）と定め、本人及び遺族又は家族に対して、教育・就業・医療等の面で優遇措置がとられている。
- (8) 中企協は2002年4月、1286社の中小製造業者を対象に行った調査の結果、85.7%の企業が産業研修生制度に賛成しており、雇用許可制に賛成している企業は11.6%にすぎないと発表している。一方、韓国労働研究院は2002年5月、300人以下の中小製造業者684社を対象に行った調査で、不法就労者の問題を解決するために外国人を合法的に労働者として受け入れるべきであると答えている企業が54.2%に上ると明らかにしている。

(参考文献)

- ・労働省ホームページ
(<http://www.molab.ogo.kr/>)
 - ・中小企業共同組合中央会ホームページ
(<http://kfsb.or.kr/>)
 - ・安山外国人労働者センターホームページ
(<http://www.migrant.or.kr/>)
 - ・「外国人労働者の実態と雇用許可制導入の動き」日本労働研究機構ホームページ
(http://www.jil.go.jp/kaigaitopic/w000_11/kankoku_P01.htm)
 - ・洪志琿「移住労働者の流入とナショナルな動きへの二つの可能性」一橋大学大学院『一橋研究』26巻4号(2002.1.)
 - ・崔弘曄「韓国における外国人労働者と労働法上の課題」総合労働研究所『季刊労働法』194号(2000.10.)
 - ・宣元錫「韓国の単純技能外国人労働者受け入れ対策一制度・実態とその課題」
(<http://www.ier.hitu.ac.jp/pie/Japanese/discussionpaper/dp2001/dp70/text.pdf>)
- (おがわ まさよ・海外立法情報課)

【短信：中国】

クリーン生産促進法の制定

鎌田 文彦

1. はじめに

2002年6月29日、第9期全国人民代表大会常務委員会第28回会議で、クリーン生産促進法(原語は「清潔生産促進法」)が採択され、同日公布、2003年1月1日から施行されることになった。^(注1)同法は、中国で初めてのクリーン生産に関する法律であり、世界的に見ても、この分野に特化した内容の法律は少ないと思われる。本稿では、中国の環境問題にふれながら、法律の

概略を紹介したい。

現在の中国において、「クリーン生産」(「清潔生産」)は、次のように理解されている。

「クリーン生産は、工業汚染に対処した経験と教訓を総括して、国際社会に提起された新しい形の汚染の予防と制御の戦略である。その本質は、汚染の予防を重視するという原則に基づき、生産計画の策定に始まり、エネルギーと原材料の選択、使用する工業技術、設備の維持管

理に至るまで、社会的生産とサービスの全段階を制御し、それにより生産とサービスの出発点から、資源の浪費の減少、資源の循環的利用の促進、汚染の抑制、人類の健康と環境への危害の減少又は消滅をはかるところにある。^(注2)」

後述のように、クリーン生産促進法でも、同様の定義がなされている。経済活動全般にわたってトータルに環境問題がとらえられていることが特徴である。

中国では、1993年からクリーン生産の試行が始まった。大多数の省、自治区及び直轄市で、化学工業、冶金、石油化学などの分野を中心に、クリーン生産の実験プロジェクトが進められ、良好な成果をあげてきたという。^(注3) これらの経験も踏まえて、クリーン生産促進法は制定された。

2. ISO14001とクリーン生産

環境問題が、生産活動全般に関わる問題として世界的に広く認識されるようになった契機は、1992年に開催された地球サミット（国連環境開発会議）である。ブラジルのリオに180か国以上の代表が集まって開催された会議で、地球環境問題が論議された。この会議で、行動計画「アジェンダ21」が採択され、それをフォローするために、1996年9月に、ISO（国際標準化機構）は、「環境マネジメントシステム（EMS）規格」（ISO14000s）を定めた。その中核となるのがISO14001であり、環境マネジメントシステムをどのように構築すればよいかを規定している。生産活動やサービス活動のすべての局面で、環境への負荷を低減することが最大の眼目である。環境マネジメントシステムでは、個々の事業体が自ら定めた環境方針を経済的、技術的に可能な範囲内で達成することにより、各々が独自の方法で環境負荷の低減に自主的に取り組むことが求められている。^(注4)

各事業体は、ISO14001の要求事項に則り、

独自の環境マネジメントシステムを構築し、審査登録機関の審査を受け、そこから認証を受ければISO14001を取得することができる。その際のチェックポイントの一例は、次のような事項である。

- ①生産のために用いるエネルギーや原材料：それが、資源枯渇、地盤沈下、地質変化、地形変化、景観変化を引き起こさないかどうか
- ②生産の過程で発生する排水：それが水質汚濁（川、海、湖）、地下水汚染、土壤汚染を引き起こさないかどうか
- ③生産の過程で発生するガス：それが、地球温暖化、大気汚染、酸性雨、森林破壊、オゾン層破壊、悪臭被害を引き起こさないかどうか
- ④生産の過程で発生する廃棄物：それが、土壤汚染、地質変化、地形変化、地下水汚染、森林破壊、水質汚濁、緑地減少を引き起こさないかどうか
- ⑤生産の過程で発生する騒音、振動、電波、光、構築物：それが、近隣環境問題（騒音、振動、電波障害、日照権、景観変化）を引き起こさないかどうか
- ⑥生産物（製品、サービス）の流通、使用、廃棄につき、問題ないかどうか

以上のように、生産の出発点から製品の廃棄に至る各段階において環境への負荷がチェックされ、その低減が目指される。^(注5)

中国においても、このISO14001の取得は奨励されている。^(注6) 中国のクリーン生産促進法には、ISO14001への直接的言及はないが、生産過程をトータルにとらえて環境への負荷低減をはかるという点で、共通の理念に基づいている。クリーン生産は、地球サミット以後の生産と環境の調和をはかる流れに沿うものであり、それを中国において具体化したものと言える。

3. 法律の内容

クリーン生産促進法は、全6章42条から成る。第1章：総則、第2章：クリーン生産の推進、第3章：クリーン生産の実施、第4章：奨励措置、第5章：法的責任、第6章：附則、と^(注7)いう構成である。以下、主な内容を三点にまとめて紹介する。

(1) 立法主旨及びクリーン生産の定義

第1条では、「クリーン生産の促進、資源の利用効率の向上、汚染物の排出の減少及び防止、環境の保護及び改善、人体の健康の保障、並びに経済及び社会の持続可能な発展の促進のため、この法律を制定する」と立法主旨を述べている。また、クリーン生産について、「この法律で言うクリーン生産とは、生産計画の改善、クリーンなエネルギー及び原料の使用、先進的な工業技術及び設備の導入、管理の改善、並びに総合的利用などの措置により、出発点から汚染を低減し、資源の利用効率の向上をはかり、生産、サービス及び製品使用の過程における汚染物の発生及び排出を減少させ、又は除去し、以って人類の健康及び環境への危害を軽減し、又は消滅させることを指す」と定義している(第2条)。

さらに、中国国内で生産及びサービス活動に従事する事業者は、この法律に基づいて、クリーン生産を実行しなければならないとしている(第3条)。

(2) クリーン生産に関する行政部門の役割

この法律では、国務院から県政府にいたる行政部門が、クリーン生産を推進するうえで果たすべき役割を規定している。

例えば、国務院は、クリーン生産を促進するための財政上及び税制上の措置を講じなければならない。国務院及びその関連行政主管部門並びに省、自治区及び直轄市の人民政府は、ク

リーン生産を促進する産業政策、技術開発政策及び普及政策を策定しなければならない(第7条)。

県レベル以上の人民政府の経済貿易行政主管部門は、環境保護、企画、科学技術、農業、建設及び水利などの関係行政主管部門と共に、クリーン生産の推進計画を策定しなければならない(第8条)。

省、自治区及び直轄市人民政府の環境保護行政主管部門は、クリーン生産に関する監督を強化する。当該部門は、基準を超えた汚染物質を排出する企業の名簿を、当地の主要なメディアに定期的に公表し、大衆が企業のクリーン生産の実施を監督する際の根拠を提供しなければならない(第17条)。

国は、クリーン生産表彰奨励制度を設ける。中央及び地方政府は、クリーン生産活動で顕著な成果をあげた事業者及び個人を表彰し、顕彰する(第32条)。

(3) クリーン生産に関する企業の義務

企業は、技術改善の過程で、以下のクリーン生産の措置を採らなければならない。

- ①無毒、無害若しくは低毒又は低害の原料を使用する。
- ②資源の利用効率がよく、汚染物の排出量が少ない技術及び設備を使用する。
- ③生産過程で生じる廃物、廃水及び余熱などは、総合的利用又は循環使用を行う。
- ④国又は地方が規定する汚染物排出基準及び汚染物排出総量規制基準を達成できる汚染防除技術を導入する(第19条)。

また、第5章：法的責任では、以下のような事項について、罰則が規定されている。すなわち、材料表示を義務づけられている製品について、それを表示しなかった場合、5万元以下の罰金(1元=約14円、第37条)、建設工事において国が定める基準を超えて有害物質を使用し

た場合、関係法規の規定に基づき、行政、民事及び刑事責任を追及（第38条）、回収義務のある製品又は包装を回収しなかった場合、10万元以下の罰金（第39条）、有害物質を原料として生産を行う際、検査又は報告の義務を怠った場合、10万元以下の罰金（第40条）、汚染物質の排出状況の報告義務を怠った場合、10万元以下の罰金（第41条）などである。

4. 今後の展望

現時点で中国がグリーン生産促進法を制定した背景として、二つの要因が考えられる。

第一は、中国における深刻な環境汚染である。主要な河川では有機物の汚染、湖沼では富栄養化が進んでいる。都市、工場地帯では、石炭燃焼に自動車の排気ガスが加わった複合的大気汚染が深刻で、酸性雨の被害が広範に及んでいる。耕地、森林、草地は減少の速度を速めている。

このような事態を食い止めようと、中国は、環境保護を人口抑制と並ぶ「二大政策」と位置づけている。前述の地球サミットに参加した後、1994年に、国務院は「中国アジェンダ21」を公表して、環境問題に取り組む姿勢を明確にした。1995年には「大気汚染防除法」、1996年には「水汚染防除法」を改正するなどして、関連する法整備も進めてきた。「経済発展が不十分な現段階では最優先とはできないが、長期的に取り組むべき重要な政策」というスタンスで中国の環境問題に対する対策が採られている^(注8)。このような政策、法整備の流れの中から、グリーン生産促進法が制定された。

第二に、中国は2001年12月にWTO（世界貿易機関）に加盟したこともあり、貿易などの対外経済活動の活性化のためには、環境問題を避けて通ることができないと認識している点あげられる。今後の国際経済において、中国が生き残っていくためには、十分に環境に配慮した

生産を行い、「クリーン製品」を生産することが必要不可欠と考えられている。現状のままでは、「グリーン障壁（環境障壁）」という一種の非関税障壁により、中国製品は世界から受け入れられなくなる可能性があるとの危機感が抱か^(注9)れている。

中国は、環境に対する負荷低減という面でも、国際標準に到達しなければならない課題を負っている。それが、他国に先駆けて、グリーン生産促進法を制定した背景である。理念と実態との乖離は大きく、環境問題という困難な課題への取り組みが続けられることになるだろう。

(注)

(1) 『人民日報』2002.6.30

(2) 人民日報評論員「グリーン生産を推進し、持続可能な発展戦略を実施しよう」『人民日報』2002.7.5

(3) 同上

(4) 鉄道総合技術研究所ISO審査登録センターのホームページを参照。

(URL : <http://www.rtri.or.jp/rd/iso14001/index.html>)

(5) ISO14001取得のための準備過程の一例として、高戸満「日産自動車の生産工程における環境保全とISO14001について」『クリーンエネルギー』6(12)、1997.12参照

(6) 2002年1月段階で、中国のISO14001取得は1,085件で世界第10位である。ちなみに、第1位から第9位は、次の国々である。

第1位 日本 (8,169件)

第2位 ドイツ (3,880件)

第3位 イギリス (2,500件)

第4位 スウェーデン (2,070件)

第5位 スペイン (2,064件)

第6位 アメリカ (1,650件)

第7位 オーストラリア (1,173件)

第8位 イタリア (1,108件)

第9位 フランス (1,092件)

ISO World ホーム ページ (URL : <http://www.ecology.or.jp/isoworld/>) より。

(7) 法律の原文は、『人民日報』2002.7.5参照

(8) 中国研究所『中国年鑑』2001年版、創土社、2001年8月刊の「環境問題」の項参照 (343-348ページ)。文中の引用は王玉慶・国家環境保護総局

副局長の言 (同書、345ページ)。なお、中国の環境行政は、國務院直属組織と位置づけられている国家環境保護総局が、関係部門を調整する形で進められている。

(9) 前掲、人民日報評論員論文

(かまた ふみひこ・海外立法情報課)

【短信：シンガポール】

テロリズム (資金供与防止) 法の制定

権 香 淑

シンガポール議会は、7月8日、圧倒的多数で「2002年テロリズム (資金供与防止) 法案」^(注1)を可決した。その後、7月17日に大統領の署名を得て、9月23日、官報において公布し施行した。テロリストの資産 (以下、「テロ資産」とする。) に関する規定を盛り込んだこの法律は、1999年12月9日に採択された国連決議「テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約」^(注2) (以下、「テロ防止条約」とする。) をシンガポール国内で発効させるためのものである。以下において、その構成、内容及び審議の要点^(注3)を紹介する。

1 構成

全7章39条から成るこの法律の構成は、以下のとおりである。

第一章 序文 (第1条～第2条)

第二章 テロリストの資産 (第3条～第7条)

第三章 情報開示 (第8条～第10条)

第四章 テロリストの資産の差押、凍結及び没収 (第11条～第30条)

第五章 共助と犯罪人引渡し (第31条～第33

条)

第六章 裁判権 (第34条)

第七章 雑則 (第35条～第39条)

2 内容

(1) 定義

「テロリストの行為」

この法律では、「テロリストの行為」 (以下、「テロ行為」とする。) を次のように定義している。すなわち、①人に対する重大な暴力を伴い、②資産に対する深刻な損害をもたらし、③人の生命を危険にさらし、④公衆又はその一部の健康若しくは安全等に重大な危険を与え、⑤銃砲類又は爆発物を使用し、⑥危険物を投下し、散布し又はそれらによる被爆をもたらし、⑦コンピューターシステム、コミュニケーション手段、金融・財政サービス、公的施設、輸送機関及び軍事施設を破壊し、⑧警察及び民間人による防衛、病院等の緊急サービスの提供を妨害し、⑨安全保障及び国家防衛に不利益をもたらす行為又はその脅威である。

「テロリズム資金供与犯罪」